

加藤弘之の立憲主義思想（Ⅱ）

——天賦人權論から進化論的權利論へ——

岩 崎 允 胤

目 次

1	加藤弘之の生涯と学問	
2	『立憲政体略』と『眞政大意』	
(1)	『立憲政体略』	
	付論 アリストテレスの『政治学』について	
(2)	『眞政大意』	
	——立憲政体のもとでの政治——	
(以上前号)		
3	『国体新論』	
	——立憲主義的國家論——	2
4	『人權新説』	
	——社会ダーウィニズムへ——	12

3 『国体新論』

— 立憲主義的國家論 —

加藤は『眞政大意』公刊の翌年暮には侍読となり、その後天皇の巡幸に供奉するなど、並の者には容易に望みえぬいわゆる世間的な栄達の道を登っていったが、かの「民撰議院設立建白書」の提出された明くる年、『国体新論』を上梓したのであった。下出隼吉はいう、「『眞政大意』が主として立憲国の施政方策を説いたものであれば、本書は更にそれより一步を進めた博士の国家哲学である」（Ⅱ（解）の二二ページ）と。この書物はたして「国家哲学」を論じたといえるかどうかは別として、かれの従来の立憲主義的な政治思想が全体としてここで国家論として体系的にまとめあげられたということができるだろう。じっさい、『立憲政体略』にはじまるこれら三著は、それぞれの文体や論述の仕方がかなり異なっているにせよ、相互に内容的に連関しているといえる。吉野作造もこの点に着目して次のように書いている。「加藤先生は自らはっきり然うとはことわって居られぬが、私の考えていえば『立憲政体略』と共に謂はば相連絡する三部作を為すものである。即ち立憲政体の大体の骨組みを示した『立憲政体略』に次いで、先生はこの政体によって表現される近代政治の新精神を通俗的に示さんとて『眞政大意』を書かれ、更に一步を進めて民主政治の根底を論じ同胞の従来の迷夢を醒まさんが為に『国体新論』を書かれたものであろう。通俗的なる否との別はあるもこの後の二書は今日の言葉でいへば一種の政治学に外ならない。この政治学上の素養を頭に蓄へて立憲政体の運用に臨めば、茲^{こゝ}に始めてこの政治形態に由て政治の真理は実現され得ると考へたのであろう」（Ⅲ（解）の六ページ）。

* 最初の節「加藤弘之の生涯と学問」で述べたように、「自叙伝」によれば、進化主義に思想の変わった加藤は、明治十四年の政変のさいにこれら三著を、絶版にしたのである。

(1) 本書の題名における「国体」

ところで、この著作の題名は『国体新論』というが、ここで「国体」とは何か。「国体」というタームは、水戸学派の会沢正志斎以来、日本固有の国体の意味で用いられるようになったと思われるが、加藤のこの著作では、立憲諸国の国家論をあえて「国体論」という名称のもとに一般的に論じている。それではなぜかれは「国体論」という名称を選んだか。それは、かれが後期水戸学派的な「国体」を考えず、「真誠ノ国体」、真正の国家の実体を一般的に示そうとするからである。

冒頭で、かれは書く、「凡ソ文明開化未全ノ国々ニテハ、未ダ嘗テ国家君民ノ真理ヲ悟ラサルガ故ニ、天下ノ国土ハ悉皆一君主ノ私有物ニシテ其内ニ住スル億兆ノ人民ハ悉皆一君主ノ臣僕タル者ト思ヒ、君主ハ固ヨリ此臣僕ヲ牧養スルノ任アレトモ、又之ヲ己レカ意ニ随テ制馭スルヲ得ヘク、臣僕ハ只管君命是レ聴テ一心之ニ奉事スルヲ其当然ノ務ナリト思ヒ、且ツ是等ノ姿ヲ以テ其国体ノ正シキ所以トナス。豈野鄙陋劣ノ風俗ト云ハサル可ケンヤ。試ミニ思フ可シ。君主モ人ナリ、人民モ人ナリ、決シテ異類ノ者ニアラス。然ルニ独リ其権利ニ至リテ斯ク天地宵壤（天地、宵は誤字、霄）、懸隔ヲ立ツルハ抑何事ソヤ。カ、ル野鄙陋劣ナル国体ノ国ニ生レタル人民コソ、実ニ不幸ノ最上ト云フヘシ」（Ⅱの一一一ページ、傍点筆者）。加藤は、このような「野鄙陋劣ナル国体」「カ、ル浅マシキ国体」「不正ナル国体」（同ページ）にたいし、後述するように、「真誠ノ国体」を対置するのである。

* 加藤は「国家君民」、とくに「君民」というタームについて、本書の全体を読むさいの注意として、「君ノ字ヲ以テ必ズシモ君主ニ限ルトナスヲ要セス、又民主ノ主長ヲ指スモ可ナリ」（一一四ページ）と注しており、「国家君民」といながら、ここで述べることは民政にも一般化して考えうるとしている。それでもわざわざ「国家君民」というタームを

用いるのは、読者が納得しやすいように、かれが日本の国を年頭にいれて論じているからである。しかし、このことと同時に注意しておくべきもっと重大なことは、本稿Ⅰ(本誌、前号、一七ページ)で指摘したように、かれが「君臣同治」と「万民同治」との根本的な実体的な差異を明確に理解していないという点である。

加藤によれば、和漢等(日本や中国などのように)開化未全の国では、国家君民の真理が明らかでなかったから、野鄙陋劣の国体を是として、ますますこれを養成したのは、歎かましいことであった。しかし、支那(加藤の用語)はさすがにつとに開明に向かった国であったから、感服すべきこともあり、『尚書』(書経)に「民惟邦本」、『孟子』に「民為貴、社稷(国家)次之、君為輕」、『帝範』に「民者国之先、国者君之本」とあるのは、国家君民の真理に協った論であり、その他歴世仁君聖主、名賢鴻儒らの言行もある。しかし、孟子も天下国土を君主の富ともいうなど、かれ自身矛盾している。ひるがえってわが国をみるに、国学者流の論説は、真理に背反すること甚だしく、じつに厭ふべき点が多い。いわく、「国学者流ノ輩愛國ノ切ナルヨリ、頻ニ皇統一系ヲ誇稱スルハ誠ニ嘉ニスヘシト雖モ、惜イ哉、国家君民ノ真理ヲ知ラサル為ニ、遂ニ天下ノ国土ハ悉皆 天皇ノ私有、億兆人民ハ悉皆 天皇ノ臣僕ナリトナシ、随テ種々牽強付会ノ妄説ヲ唱ヘ、凡ソ本邦ニ生シタル人民ハ只管 天皇ノ御心ヲ以テ心トナシ、 天皇ノ御事トサヘアレハ、善悪邪正ヲ論セス、唯甘シテ勅命ノ儘ニ遵従スルヲ真誠ノ臣道ナリト説キ、是等ノ姿ヲ以テ、我国体ト目シ、以テ本邦ノ万国ニ卓越スル所以ナリト云フニ至レリ、其見ノ陋劣ナル、実ニ笑フヘキ者ト云フヘシ」(Ⅱの一―二ページ)。

それでは、真誠の国体とはどういう国体であるか。最終章で加藤は次のように書く。「以上数章(立憲国家について)論説スル所ハ国家君民ノ真理ナルヲ以テ、君民双方ノ権利義務、及ヒ其他ノ関係、右論スル所ノ論ニ

合スルニ至リテ始メテ公明正大ノ国家備ハレリトスヘシ。方今欧米ノ外、未タ嘗テ右ノ如キ国体全ク備ハレル邦国（くに、国家）アラスト雖モ、他ノ各国ト雖モ、到底右ノ国体ヲ得ルニ至ラサレハ決シテ真誠ノ国家ト称スルニ足ラス」（Ⅱの一二四ページ）と。

ついで加藤は、国体と政体との相異を論じ、それによってかれのいう「国体」の意味をいっそう明確にしている。いわく、「国体ト云フハ所謂政体トハ自ラ相異レリ、国体ハ眼目ナリ、政体ハ此眼目ヲ達スル方法ナリ。故ニ国体ハ万国共ニ、苟クモ前数章論スル所ノ理ニ背クヲ許ス可ラスト雖モ、政体ハ必ズシモ一ナルヲ要セス、或ハ君主政体ナルモ、或ハ民主政体ナルモ、能ク公明正大ノ国体ヲ育成シ、及ヒ維持スルニ足レハ敢テ其可否ヲ論セスシテ可ナリ」〔君主政体であろうと民主政体であろうと、国体が公明正大であればどちらでも差し支えないとする〕。「政体ノ可否ハ特ニ其国古今ノ沿革由来ト、及ヒ其人情風習ニ由テ定ムルヲ善シトス、方今欧州各国多クハ立憲君主政体ヲ用ヒ、亜米利加各国多クハ立憲民主政体ヲ用ルハ即チ之レカ為メナリ」。だが、国体が本書で述べたところの理に反して野鄙陋劣を免れないときには、決してこれを真誠の国家と称するに足りない。「是故ニ国体ハ万国共ニ必ス一ナルヲ要スト雖モ、政体ハ必ズシモ一ナルヲ要セサルナリ。是レ即チ国体ト政体ノ相異ナル所以ナリ」（Ⅱの一二四―五ページ、傍点筆者）という。

* だが、加藤も君主政体と共和政体との比較をし、次のようにいう。「凡ソ政体ハ政治ノ形貌ニシテ其実事ニアラス。実事ハ重ク形貌ハ軽シ、共和政治ハ其形貌ノ美ナル、遙カニ君主政体ニ優ルト雖モ、形貌ノ美必ズシモ実事ノ美ヲ生スルニ足ラス（形貌がすぐれていても、実事が具体的に十分にその美を示しているとはかぎらない。それはかりか）時アリ或ハ（実事の）美ヲ損スル一ナキニアラス。故ニ専ラ実事ヲ貴テ（その観点から）形貌ヲ撰フ能ハサルナリ。共和政治ノ如キ、実ニ良政体ナル一敢テ弁ヲ俟タスト雖モ、従来君主政体ノ国ニ於テ頓ニ共和政治ヲ用フルカ如キハ、決シテ治安ヲ得ル能ハサルノミナラス、或ハ却テ治安ヲ損スルニ至ル、仏国西班牙等ヲ以テ殷鑑（身近な戒め）トナスヘシ」（一二五ページ）。

(2) 著作の内容、その体系性

次に『国体新論』の目録（目次）を掲げて、内容、その体系性を一瞥しよう。

総論

第一章 国家君民成立セシ所以ノ大原因

第二章 国家ノ主眼ハ人民ニシテ、人民ノ為メニ君主アリ政府アル所以ノ理

第三章 天下ノ国土ハ一君主ノ私有ニアラス、唯之ヲ管理スルノ權、特ニ一君主ニアル所以ノ理

第四章 君主及ヒ政府ノ人民ニ対セル權利義務、併ニ立法司法ノ二權柄

第五章 人民ノ君主政府ニ対セル權利義務

第六章 人民自由ノ權利、及ヒ自由ノ精神

第七章 国体ト政体ト相異ナルノ理、併ニ政治ノ善悪公私必スシモ政体ニ由ラサルノ理

先立つ二著作についてのわたくしの記述を前提にしてこの目次をみれば、『国体新論』の理論内容の大筋は
かなり推察されうるであろう。加藤が自国日本を念頭において、この著作で君主国によって論じ、したがって
君民同治国家の実体について考察していることについては、前述した（三ページの注*）
本書の含む多くの重要な問題のなから、以下では若干の重要なものを取りあげよう。

(3) 天神政治説の批判

— 加藤における一定の合理主義 —

加藤は、総論において、国家問題の考察に天神（すなわち、今日いう神、God）を導入する考え方を批判しており、ここにはかれの見解における一定の合理性がみられる。「支那ヲ始メ、総テ開化未全ノ国ニテハ、動モスレハ国家上ノ事ニ、天神ヲ引合ヒニ出ス一常ニシテ、或ハ神勅ヲ唱へ、或ハ天命ヲ説ク等ノ一多シ。」「是レ……多クハ其君主、知識蒙昧ノ人民ヲ駕馭（馬から転じて人を思いのままに使いこなす）センカ為メノ権謀ヨリ起リシ風習ナルヘシ」。しかし、こうしたことは支那ばかりではない。「何レノ国モ太古開化ノ進マサル時ニハ、総テ天神ヲ引合ヒニ出ス一常ナリキ。斯ク万事天神ヲ引合ヒニ出ス国ヲ西洋語ニテテオカラチ」（テオクラシー、Theocracy）ト云フ。即チ訳シテ天神政治又ハ代天政治ノ国ト云フ。凡ソ此政治ノ国ニテハ、国家ノ大主ハ天神ニシテ人ニアラス。人ニ仮リニ「仮りに人の姿になって」、之ニ代リテ政治ヲナス者ナリト云フノ説ヲ唱フ、甚タ荒誕無稽ノ説ト云フヘシ」。たとえはフランスでも、「十七世紀後半から十八世紀にかけて」路易十四世ト云ヘル王ハ、『朕ハ天神ノ現出セル者ナリ』ト自ら誇称シテ、大ニ暴虐ヲ極メタリキ」（Ⅱの一一三ページ）。この点、加藤はたしかに合理主義者である。

* ルイ十四世の治世には王権神授説（帝王神権説）を唱えたボッシュエが出た。

加藤はいう、このように書くと、わたしに向かつて、次のように反論するものがあるだろう。すなわち、「足下ハ暗ニ本邦ノ国体ヲモ誹謗スルト思ハル。……足下ハ神典『日本書紀』ヲモ疑テ、我カ先皇モ亦曾テ未開ノ人民ヲ駕御スル権謀ノ為メニ天神ヲ引合ヒニ出シ玉ヒシトスルヤ」と。これに答えて加藤はいう。神典上

のことは尊信しても、それは、国家の事を論ずるさいには関係はないとする。いわく、「余亦敢テ神典ヲ疑フニハアラサレトモ、本居平田（本居宣長・平田篤胤）ノ説ニモ、凡ソ神典ニ挙ケラレタルハ皆神々ノ御事業故、実ニ奇々妙々ノ一ニテ決シテ人知ヲ以テ思議ス可ラサル由ナレハ、右ハ神典上ノ一トシテ、敢テ尊信スルハ可ナレトモ、今日人間界ノ道理ニハ合ハヌ故、国家上ノ事ヲ論スルニ就テハ、絶エテ関係セサルコト可ナルヘシト余ハ思フナリ。国家ハ人間界ニ存スル者ナレハ、苟クモ人間界ノ道理ニ合ハヌハ断然取ラサルヲ可トスヘシ」（Ⅱの一―二―四ページ）と。加藤はこのように一定の合理主義をとる。けれども、やはり結局は神典に拘束されてもおり、神典を疑うわけではない、「本邦ノ皇統一系」を賀し、皇統が「天壤ト共ニ無窮ニ涉ラセ玉ハンハ、我輩モ亦切ニ望ム所」（Ⅱの一―二―ページ）とする。このようにしてかれは、神典に淵源する、皇統の「天壤無窮」の非合理性にやはりどっぷりと漬かってしまう文章を書くのであり、問題がこのように国家の統治、すなわち国事の最も根本的な深層なるものにかかわってくるかぎり、非合理性がかれの考え方の全面にまで否応なしに浸透してくる。やがてわが国では、明治二十二年には万世一系の天皇が統治し、国事の全般を遂行するとする欽定憲法が、金びかの菊花きくかの紋章に飾られて成立し、上杉慎吉の絶対主義的憲法学説が誕生した。他方、後年の美濃部達吉の天皇機関説といえども、欽定憲法上の学説故、根底には非合理性を前提している。このようにして、加藤弘之のような思想は、象徴天皇制の新憲法下においても、今日にまでなお尾をひいてくる。たとえば、国会の冒頭で天皇が発言したり、国際的外交にもかかわったり、学校教育の場まで「君が代」問題が全面的に介入してき、ついに「君が代」は憲法において国歌として規定されるにいたった。

* 森喜朗首相は、五月十五日（二〇〇〇年）の神道政治連盟の国會議員懇談会の挨拶で「日本の国は天皇を中心とする神の国である」と発言し、国民のあいだから批判がまきおこった。

(4) 国家成立の大原因

—— アリストテレスの学説に依拠 ——

第一章では、国家の起源を論じ、それには、前述した天神政治説のほか、人民の争闘に発する有徳者の保護説、実力者による弱者制圧説、宗家の威光による統御説などの諸説があるが、もっと根本的な国家成立の大原因として、加藤は次のようにいう。「既ニ二千余年前ニ於テ希臘ノ碩学ナルアリストテレスト云ヘル人カ、『人ハ必ス相結ヒテ国家ヲ成スヘキノ天性ヲ備ヘタルモノナリ』ト云ヒシ如ク、其大根元ハ全ク天性ニアルナリ。蓋シ人ハ禽獸ノ如ク唯天然ニ同居シテ全ク各個ニ生活シ得ヘキ者ニアラス、必ス互ヒニ相結ヒ共ニ国家ヲ成シテ人々相生養スヘキ天性アリ。而シテ何故ニ人ニハ此ノ如キ天性アリヤト其理ヲ探求スルニ是レ全ク人ノ万物ニ長タル所以ニシテ、若シ人モ亦禽獸ノ如ク、唯天然ニ同居シ、全ク各個ニ生活シテ絶エテ相生養スルナキトキハ、決シテ其安寧幸福ヲ得ル能ハサルカ故ニ、蓋シ天意特ニ此生〔相結び相生養する生〕ヲ人ニ賦与セシメ明瞭ナリ」（Ⅱの一四一―一四五ページ）。わたくしがここで注目したいのは、かれが西欧の学者から学んだにせよ、いまや自説を固めるために旧態依然として老子だの孟子だの韓非子だの、中国の誰彼の言を引用するのではなく、国政を論ずるにあたって、ほかでもない、近代の国制論（国家論）・政治学の遠い出発点をなすアリストテレスに遡り、その重要な命題を自己の所論の基礎としてこれに依拠しているということである。これは画期的なことではなからうか。「天神直ニ（じきじきに）勅ヲ下シテ君民ヲ定メ玉ヒシカ如キニハアラス。」「国家成立ノ大原因ハ、即チ人ノ天性ニ（アリストテレスのいうように生まれながらに）在ル者ニシテ、此大原因ハ万国共ニ相同シキ一固ヨリ疑ヲ容ル可ラス」。日本だけが特別で天照大神の神勅と天孫降臨などによって成立したのではないことを、くりかえし力説するのである（アリストテレスの学説の当否は、ここでは問わない）。

* これは意識である。φύσει μὲν οὖν ἡ φύσις ἐν πᾶσι ἐν τῆν τοιαύτην κοινωνίαν。[1]のよ
うな「国家」共同体への衝動はすべての人間に自然的に（生まれながらに）具わっている。]

アリストテレスの説に若干たちいれば、かれは次のようにいう。「多くの村落から成る終局的な共同体がポリス
「国家」である。これは自足性^{αὐτάρκεια}のいわば全く極限に達している共同体であって、もともと生きる、ために発生したもので
あるが、よく生きるために存在している。それゆえ、最初の諸共同体（家族と村落）もすでに自然によって存在して
いる以上、国家はすべて自然によって存在している。]

† アリストテレスは、都市国家（ポリス）よりも大きな共同体を考えていない。

** 「人間はなにゆえにどんな蜜蜂やどんな群棲動物よりもいっそうポリス的な動物であるか、ということも明らかで
ある。というのは、われわれが主張するように、自然はなにものをも無駄には作らず、しかも動物のうちでは、ただ人
間だけがロゴス（言葉、理知）をもっているからである」という。なお、アリストテレスは「すべての人間は生まれな
がらに知ることを欲する」と、人間の知的な探究への意欲を指摘する。これは『形而上学』の冒頭を飾る言葉であり、
ロゴス、理性、そして知への愛をもつ人間は動物のうちでもっともすぐれている、とかれは考えている。

「生まれながらに」(γενεῖ) ということは、天賦人權思想、立憲的民主政治思想にもひきつがれるのであるが、同
時に生物学の領域でも画期的な成果を後世にのこしたアリストテレスにおいては、生まれながらに生物の種はきまっ
ているという、種（すなわち、形相、εἶδος, species）の同一性^{ὁμογένεια}の見解がならぬかれていることを指摘しておきたい。
古代ギリシアでも、アナクシマンドロス、エンペドクレスのような進化思想^{εὐγενής}が初歩的ではあるがいだかれていたが、ア
リストテレスは、種の変化には反対である。ただし、これはダーウィンの進化論よりも二千年以上も前のことであり、
種不変の問題は別として、ダーウィンはアリストテレスの生物学上の業績に驚嘆している。

(5) 君主政府と人民の権利、とくに抵抗権

加藤は、君主政府の人民にたいするあり方について次のようにいう、「縦令万世たゞと一系ノ本邦ト雖モ亦万国ト同ジク、国家ノ主眼ハ人民ニシテ 天皇及ヒ政府ハ、特ニ此人民ヲ保護勸導シテ、以テ其安寧幸福ヲ求メシムル為メニ存在シ玉フ者トナスヘク」云々（Ⅱの一―一五ページ）、また「君主政府ノ職掌ハ、概シテ之ヲ言ヘハ此人民ヲ保護シテ其生命ト權利ト、及ヒ所有ヲ安全ナラシメ、及ヒ此人民ヲ勸誘シテ其風俗ト知識ト、及ヒ諸業ノ開明ヲ補益スルノ外一事モアルナシ」（Ⅱの一―一七ページ、傍点筆者）。また、「君主政府ハ敢テ自己ノ為メニ人民ヲ使役スル者ニアラサレハ、其権力ヲ施スヤ通例唯人民公共ノ交際（社会上の相互的交往）ニ利害アルヘキ事件上ニ止マリテ、其他純然タル私事上ニハ及ホス能ハサル者トス。……若シ君主政府是等ノ私事ヲ猶裁制スルヲ得ルトキハ、各民自由ノ権ヲ失フカ故ニ、決シテ安寧幸福ヲ求ムル能ハサル一必然ナリ。蓋シ自由権ハ天賦ニシテ安寧幸福ヲ求ムルノ最要具（最も必要で大切な、いわば道具）ナレハナリ」。「況ンヤ人民ノ靈魂心思上ニ至リテハ（精神上の事柄、とくにその自由にかんしていえば）君主政府、固ヨリ敢テ其権ヲ施ス能ハサル者トス」（Ⅱの一―一八ページ）。

最も重要な自由権としては、各人が己れの生命を保全すべき権利（すなわち生存権）、己れの身体を自由に使用すべき権利、己れの所有を自由に処分すべき権利、己れの信ずる所の教法（宗門の教え）を自由に奉じ、己れの思考する所を自由に論述書記すべき権利、同志と相結んで自由に事を謀るべき権利を加藤は挙げる。これらの権利は「素もとト天賦ニシテ、此権ナケレハ絶エテ安寧幸福ヲ求ムル能ハサル者ナレハ、此権ハ（何びとといえども）敢テ他ヨリ奪フヘキ筈ノ者ニアラス。若シ他ヨリ之ヲ奪フトキハ、即チ其安寧幸福ヲモ併セテ之ヲ奪フ者ト云フヘシ。是故ニ人民アレハ必ス此自由権アルハ固ヨリ当然ノ一ナリ」（Ⅱの一―二三ページ）と加藤

はいう。

人民は抵抗権をさえもつ。加藤は、君主政府がその権限を超えてみだりに人民の権利を妨害するときには、人民はこれに恭順しない権利があるだけではなく、かえって恭順しないことを義務とすべきであるという。それだけではなく、君主政府の悪をただし、あやまった命令や処分を正しきに復させる義務を負っている。いやさらに、加藤は次のようにさえいう。「人民百方焦心尽力シテ君主政府ノ悪ヲ匡救セント欲スルモ、君主政府敢テ之ヲ用ヒスシテ仍暴政ヲ行ヒ、人民ヲ残害〔そこないころす〕スル、愈甚シク到底免カル、道ナキニ至レハ、已ムヲ得ス君主政府ニ抗シテ暴政ノ大災害ヲ免レ、以テ天賦ノ人権ヲ全ウセサル可ラス。」すなわち、人民の抵抗権の承認である。「米國ノ英ニ抗シテ遂ニ大災害ヲ免レ、以テ獨立不羈ヲ得ルニ至リシハ即チ此理ニ出ルナリ。」もっとも、「内乱ノ如キハ國家ノ危害最モ大ナル者ナレハ、人民タル者ハ必ス公明正大一点ノ私ナキ心ヲ以テ君主政府ノ命令処分ヲ考察シ、其命令処分実ニ殘虐無道ニシテ、天下ノ公論既ニ之ヲ縱サ、ル時ニアラサレハ、敢テ抵抗ノ所行ヲ企ツ可ラス」（Ⅱの一―二ページ）という。

4 『人権新説』

—— 社会ダーウィニズムへ ——

天賦人権主義ハ猶辰気樓ノコトシ。

人ヲシテ一時其奇ヲ悦ハシメシモ既

ニ消散滅尽ノ時到レリ

明治十四年、日本主義的立憲主義の路線が詔勅として中外に告知された翌年、加藤は、優勝劣敗、弱肉強食の社会ダーウィニズムの立場から、天賦人権主義の思想を挑発的に否定する新著『人権新説』を刊行した。田

畑忍は、前述の著作のなかで、かの政変に臨んでの加藤のこの新著を「政府の方針の学問的弁護であり、正当化であり、それは弘之の御用学者ぶりを露骨に示し」たものである、これによってかれは「社会的不平等の合理化を説き、絶対主義と支配階級の弁護に熱を入れた」と、きびしく批判している。

(1) 天賦人權説の妄想であること、優勝劣敗の理

進化論はつとにE・S・モースやE・F・フェノロサの来日、また海外の諸著作などによってわが国に導入されていたが、自ら社会ダーウィニズムの立場を掲げて登場したのは加藤弘之である。そこで、日本における社会ダーウィニズムの思想を、以下、天賦人權論駁撃のこの新著によって述べ、批判しよう。

加藤は、まず、物理学者ガリレイ、コペルニクス、ニュートン、また、進化論者ラマルク、ダーウィンによる近代自然科学の発達を説き、著名な生物学者で思想家でもあるE・H・ヘッケルの「我進化主義タルヤ蓋シ将来人世（人間の世の中）ノ大開明ヲ促ス所ノ最大源泉タルモノナルヘシ」（Ⅱの三五七ページ）との言葉を引く。進化主義は社会思想としても哲学としてもこれほど重要であるのに、わが国で、あいかわらず哲学、政治、法学などの諸学の領域で天賦人權主義の如き妄想がはびこって社会の進歩を大いに妨げているのは、慨嘆のいたりである。だから自分は天賦人權主義のまったく存立しえない（かれの言葉でいえば、「天賦人權ナルモノハ本来全ク実存スルノ証アルニ非ス」とある）所以を明証しよう、という。このように加藤ははなはだ挑発的な態度を示す。そして、ルソーをきびしく批判して次のようにいう、「古来未曾有ノ妄想論者トハ誰ゾ。即彼有名ナル蘆騷氏^{ルソウ}人^{じん}是ナリ。此人天性慷慨激烈ニシテ、偶^{たま}仏国王權（ブルボン王朝）極盛ノ世ニ出テ、其擅制^{せんせい}抑ニ遇テ憤懣ノ情ニ堪ヘス、為メニ着実ニ事理ヲ研究スル能ハス、遂ニ己レカ妄想ニ誤ラレテ彼著名ナル民約

論ヲ著シ、そのなかで「人民ハ今日ニ方リ百方心力ヲ尽シテ彼憎悪スヘキ君主若クハ貴族僧徒等ヲ驅逐シ、至公至正ナル共和政体ヲ設ケ以テ吾等人民カ天賦ノ權利ヲ恢復スルノ道ヲ求メサル可ラストノ主張ヲ述ヘタリシニ」(Ⅱの三五八ページ)云々、と。加藤はこのようにかなり感情的になって、ルソーがロックらとともに当時果たした歴史的役割を全く無視する発言をするのであり、転じて、いわば返す刀で天賦人權論にもとづくわが自由民権論者の論駁にたちあがるのである。いわく、「余ハ物理ノ学科〔自然にかんする科学〕ニ係レル彼進化主義ヲ以テ天賦人權主義ヲ駁撃セント欲スルナリ。」「進化主義ヲ以テ天賦人權主義ヲ駁撃スルハ是実理ヲ以テ妄想ヲ駁撃スルナリ。之ヲ一撃ノ下ニ粉碎スル何ノ難キコトカコレアラン」(Ⅱの三五七、三五九ページ)。

* 西周の「百学連環」でも、物理、上學は動植物をも含むものとして捉えられており、いわゆる物理の学だけにしかかわるのではない。拙稿「西周と近代的諸学の体系的摂取」『東アジア研究』第二八号、二〇〇〇年五月、九六ページを参照。

加藤は、チャールズ・ダーウィンの進化論の主張を「生存競争ヨリ生スル所ノ自然淘汰」(「自然選択 natural selection」)と要約し、次のようにいう、「動植物カ遺伝変化(遺伝と変異)ノ二作用ニ由テ個々優劣ノ等差〔差別〕ヲ生シ、随テ各生存ヲ保チ長育〔生育・生長〕ヲ遂ケンカ為ニ互ニ競争ヲ起シ、優者常ニ捷〔速〕ヲ獲テ劣者ヲ倒シ以テ己独リ生存ヲ遂ケ、併セテ独リ子孫ヲ挙クルヲ得ルハ、是永世不易ノ自然規律〔法則、秩序〕ニシテ、即万物法〔万物をつらぬく法則〕中ノ一個ノ大定規ト云フヘキナリ。而シテ余ハ此一個ノ大定規ヲ称シテ優劣敗ノ定規ト云ハント欲ス。蓋シ宇宙ハ宛カモ一大修羅場ナリ。万物各自己ノ生存ヲ保チ自己ノ長育ヲ遂ケンカ為メニ、常ニ一大修羅場ニ競争シテ互ニ勝敗ヲ決センコトヲ是勉ムルナリ。而シテ其結果タルヤ、常ニ必ス優勝劣敗ノ定規ニ合セサルモノハ絶テアラサルナリ」(Ⅱの三六一―二二ページ)と。ここに、ダーウィンの生存競争・自然淘汰(自然選択)の思想を、人間社会をも含む広義の全自然現象にまで拡大するところの、

当時の加藤の進化主義的世界観・哲学がきわめて明瞭に示されている（もちろんこれはかれの独創ではなく、欧米では進化主義の一般化がおこなわれ、その哲学のもとで社会ダーウィニズムがかなり流行しており、かれはこの流行のなかで日本でかれ自身の研究をすすめたのである）。このようにして加藤は、ダーウィンの生存競争、自然淘汰（自然選択）の理論から優勝劣敗をひき出し、一気にこれを「万物法中の一個の大定規」として一般化し、ここからだちに天賦人權主義の駁撃に移ろうとするのである。しかし、生物進化にかんするダーウィン説のこのような一般化においては、そもそも論理の飛躍が甚だしいといわねばならぬであろう。この点については後述することとしたい。

さて、加藤は、各個体がその体質や心性の遺伝と変異とによって相互に優劣の異同を生ずるということは、他の動物に限らず、人類においても（たんに生物の一種としての生物学的な領域にとどまらず）同様であるとする。すなわち、人類の場合には祖先や父母からの遺伝を受けるばかりでなく、社会のなかでの自己の生存中に遭遇する外的な万物万事からの影響によって、体質や心性にさまざまな変異を受け、このため各個人のあいだに必ず優劣の差が生じざるをえなくなるのである。自己の生存中遭遇する万物万事とは、自己の環境たる、氣候・地勢・風土、社会の風習・教法（宗門の教え）・政事、教育・教化、朋友・伴侶、身分・職業、貧富等々、そうした外的諸条件である。つまり加藤は、人々の体質における大小、強弱、健全等の異同や、心性における知愚、敏鈍、正不正等の殊別は、いま挙げたような、人間の社会生活上での「千万無量ノ事物ノ感応影響ニヨリテ自己ノ（すなわち個人としての）体質心性ニ起ル所ノ変化ニ源スルモノニシテ、是即吾人々類ノ体質心性ニ於テ、各優劣ノ等差（差別）起ル所以ノ因とナルナリ」とする（筆者〈岩崎〉はむろん諸個人にたいする環境のさまざまな影響のあることを認める、だが、そこから出発してただちに生存競争、優勝劣敗という命題を社会の基本法則とすることに反対なのである）。かれによれば、ともあれこのようにして社会での淘汰、優

勝劣敗がおこることになる。「是ニ由テ之ヲ觀レハ、万物法ノ一個ノ大定規タル優勝劣敗ノ作用ハ特ニ動植物世界ニ存スルノミナラス、吾人々類世界ニモ亦必然生スルモノナルヲ了知スヘシ。吾人々類〔の〕體質心性ニ於テ各優劣ノ等差アリテ為メニ優勝劣敗ノ作用必然吾人々類世界ニ生スルノ理已ニ疑ヲ容ルヘカラス」と断ずる。かれによれば、そうである以上、「彼吾人々類カ人々個々生レナカラニシテ、自由自治平等均一ノ權利ヲ固有セリトナセル天賦人權主義ノ如キハ、実ニ此実理ト矛盾スルモノタルコトハ既ニ甚タ明瞭ナルニ非スヤ。実理ト矛盾スルモノハ即妄想ト稱セサルヲ得ス。妄想ト実理トハ決シテ両立共存スル能ハサルモノナリ」（以上、IIの三六二ページ）。「加^{カトウ}之^ノ優勝劣敗ノ結果ハ之ヲ古今ノ事跡社会ノ事實ニ就テ証明スルコト誠ニ容易ナリト雖モ、自由自治平等均一ナル天賦人權ノ実存ニ至リテハ之ヲ証明スルノ術絶^{スズ}テアラサルニ非スヤ。論者若シ之ヲ証明スルノ術アリトセハ先ツ古今ノ事跡社会ノ事實ニ徴シテ之ヲ示セヨ」（IIの三六三ページ）とかれは迫る。

加藤によれば、自然界における生存競争と自然淘汰が発展を重ねて、社会に及び、ついに近世政党内で闘争することにもなった。今日欧州各国において無智蒙昧の衆民を党衆とする社会党、共有党、虚無党などは、狂暴ではあるが、精神力は微弱であり、これに対して「上等平民」すなわちブルジョアジーは精神力が強く、「国家ノ元氣ハ〔かの狂暴な輩ではなく〕専ラ此種族ニ存シ社会ノ与論習俗ハ専ラ此種族ヨリ出ルモノナリ。此種族〔すなわち上等平民〕ハ中古ノ封建割拠ヲ墮^ヤリ、貴族僧徒ノ擅^{セン}恣〔わがまま勝手〕抑^ヨ圧ヲ制シ、人民ノ自由自治ヲ創始シ〔ここには基本的人權思想にもとづくアメリカ革命とフランス革命とにおける、人民の力による「人權宣言」への無理解がいちじるしい〕、邦^{ホウ}国ノ秩序ヲ保護シ、進歩ヲ誘導シ、社会ノ徳義品行ヲ矯正シ、学芸農工商業ヲ振興セシモノナレハ、欧州今日ノ開明ハ蓋シ多クハ此種族〔上等平民〕ノ賜ナリト云フヘク、加之将来ノ進歩モ亦専ラ此種族ニ依ラスンハアラサルナリ」（IIの三六八ページ）。このように、かれは進化主義の立場から、

人民の力を無視して近代における上等平民、すなわちブルジョアジーの努力をたたえ、人類の将来をも、もっぱらこの階級の支配に託そうとするのである。

右の箇所は、とくに加藤の政治的立場を明らかにするものとして注目に値すると思うので、詳しく引用をしたが、かれはなおつづけて、いま述べた精神力の優劣による説明をば、時勢の変遷、すなわち当の社会の人情風俗、習慣、開否（開化と非開化）、文野（文化と粗野）等の変遷への適応性という視点によって次のように補正する。「蓋シ時勢ノ変遷ニ由テ其時勢ニ最モ適応スル者カ即其社会ノ優者トナリテ大権力ヲ有スルナリ」と。すなわち、たとえ精神力が優大でも時勢に適応しなければ決して権力を得ることができずに劣者となり、最も時勢に適応する優者のために制せられる。それゆえ、「精神力ノ最モ優大ナル者即優者カ社会ヲ制スルノ権利ヲ占有スト云フハ諸種ノ優者中最モ其時勢ニ適応スル者カ社会ノ権力ヲ占有スルノ義ナリト知ルヘシ」。また今日の劣者であっても、時勢を創造し、競争の勝者となる場合もある。「凡ソ時勢ナルモノハ全ク自然ノミニ出ルニアラス。又人力ヲ以テ大ニ之レヲ養成シ得ルハ勿論ノコトナレハ、今日劣者トナリテ籠絡ヲ受クル（まゝ）るめこまれ従属させられている」者ト雖モ能ク新時勢ヲ創始スルノ力アルトキハ、遂ニ他人ガ占有スル所ノ権力ヲ奪ヒテ己レカ有トナシ、以テ己レ代リテ優者トナルヲ得ヘシ。但シ是等ノコトハ通常一二人ノ者能ク之レヲ為スニ非ス。実ニ衆力ヲ合シテ始メテ為スヲ得ヘキナリ。例ヘハ最近（近頃）欧州ノ上等平民（ブルジョアジー）カ武門貴族（封建的な軍事貴族）ノ専制ヲ倒シテ遂ニ今日ノ時勢ヲ創始セルカ如キ即是ナリ。蓋シ古今時勢ノ變転ハ概シテ此ノ如キモノニシテ権力ノ競争是時ニ於テ最モ激烈ナリトス」（Ⅱの三六八―九ページ）。

(2) 権利の始生と進歩

加藤は権利の起源と進歩発達を論ずるに当たって、カルネリ著『倫理とダーウィン主義』から次の見解、すなわち、われわれは天賦人權なるものを知らない、ただ得有権利があることを知るだけである、得有権利はじつは邦国〔くに、国家〕とともに存亡するものであって、少しのあいだでも邦国を離れて存するものではない、という見解を紹介する。ここで、カルネリは、天賦人權すなわち生来の固有の権利にたいし得有権利、すなわち、社会のなかで獲得される権利を対置し、かれは後者を主張するのである。そして、加藤はここから次の主張をひきだす、「此論旨ニ拠テ考フルトキハ、凡ソ権利ナルモノハ吾人カ始メテ稍鞏固ナル社会ヲ成スニ至リシ時即邦国ノ体裁稍立チタル時ニ於テ〔それと〕共ニ生シタリトナセルモノニシテ、蓋シ最モ確實ナル説ト思ハル」(Ⅱの三七二ページ)と。

この観点によれば、今日まだ邦国を形成していない社会では人民の権利が生じていないのは当然であるが、すでに邦国の体裁をいちおう具備している社会では、多少なりとも人民の権利があるとはいえよう。もっとも、邦国の体裁は急に備わるものではないから、人民の権利も漸次的に生ずるのである。このような論を加藤は重ねて、結局、「凡ソ吾人ノ権利ハ蓋シ専制ノ大権力ヲ掌握セル治者即チ最大優者ノ保護ニ由テ邦国ノ成立ト共ニ始メテ生シタルモノト認メテ可ナルヘシト信ス」(Ⅱの三七五ページ)という。すなわち、権利は、したがってまた人權は、何ら生来のものではなく、国が出来てやがて最大優者、すなわち大権力を握る統治者の保護があつて生じたものとする。そのいみで、強力な統治者すなわち支配者があつてはじめて、その保護があつてはじめて、人權は存立し、また維持されるというわけである。だからして、ここから次には、その支配者にたいし気に入らないとって抗議するとは何事だ、という見解も出てくるだろう。

このようにして、ある社会、すなわち、ある国にひとたび権利が生じたあとでは、加藤によれば、その権利の進化は優勝劣敗の作用によって漸次的におこなわれることになる。加藤はここでR・v・イエーリングの有名な著作『権利のための闘争』——われわれにとっては「権利の上に眠るな」ということでとくに有名な著作——を引き合いに出して、この著作は「凡ソ権利ハ競争ニ由テ進歩スル所以ヲ論セシカ頗ル卓論トスヘシ」としたうえで、加藤は、政府貴族にたいする人民の生活上の要求について、権利のための闘争をばついに「暴争」とみなす主張を、次のようにおこなうのである。「人民亦若シ安ニ政府貴族等ノ権力権利ヲ凌辱シテ敢テ之レヲ顧ルノ心ナク只管自己ノ権利ノ進歩ヲノミ是レ謀ルニ至リテハ、是レ実ニ社会ヲ害スル所ノ邪悪ナル優勝劣敗ナリト云ハサルヘカラス」（Ⅱの三七六ページ）。かれによれば、これはまさに暴挙であり、このような「暴挙」は真に権利の進歩を謀る良術ではなく、このようなことはとても永続きするものではないのだから、真のいみでこれに優勝劣敗の称を与えるべきものではないと、きわめて体制擁護的な見解を述べる。このようにして、かつてかれの主張した抵抗権のごときは撤回することにならざるをえなくなる。

(3) 「宇内大共同」Ⅱ 世界国家

加藤は侍講職のとき、J・C・ブルンチュリブルンチュリの著『アルゲマイネス・シュターツレヒト（国法学総論）』の大綱を進講し、のちにこの書の翻訳を『国法汎論』と題して文部省より出版した。この書は当時わが国で公法および国家学が普及するのに影響するところが大きかった。そのために加藤は「国家学の祖」ともいわれるが、かれはこの書物から世界国家思想を学びとり、『人權新説』でこの問題をとりあげ、進化主義の立場から、人類同胞が永遠の大私利即真利益を求めて、将来「宇内大共同」（いわば世界国家）を形成するにいたる可能性

を論じた。そのなかでかれは次のように書いた、「吾人カ全ク此〔当今の欧州諸国間の戦争のような〕禽獸様世界ヲ脱スルヲ得ルハ、蓋シ後世所謂宇内大共同始メテ立チ宇内各国同シク遵奉スル所ノ大制度大法律始メテ成ルノ時ヲ期セサル可カラス、即最大優勝劣敗起ルノ時ヲ期セサルヘカラサルナリ」(Ⅱの三七八ページ)と。ここでめかれは、きびしい社会的な生存競争による最大優勝劣敗の思想によって考え、最大優勝者のもとでの敗者の抑圧と保護による大共同に期待をかけようとしているのである。

* 穂積陳重は『国家学会雑誌』第三十卷第三号に寄せた、加藤弘之への「告別の辞」のなかで、「先生ハ本邦ニ於ケル国家学ノ開祖ナリ」とし、次のように書いている。「明治三年侍講ノ命ヲ拝シテ『ブルンチユーリ』ノ『アルゲマイネス、スターツレヒト』ヲ訳述シテ『国法汎論』ヲ公ニス。当時此書大ニ行ハレテ、本邦ニ公法及ビ国家学ノ思想ヲ拡ムルニ於テ顕著ナル効果ヲ生ゼリ。本邦国家学ノ興起、津田真道、西周其他ノ諸先輩ニ負ウ所亦タ極メテ多シト雖モ、世人ノ特ニ先生ヲ推シテ国家学ノ開祖ト為ス所以ノモノハ主トシテ此書アルニ因ル」(同誌、大正五年、巻頭)。

しかし、それと同時に加藤は、当時の多くの欧米人と同じように、欧米開明人民と最下等人種とのあいだの人権差別観を強くいだいており、そこから、万国の諸人種がすべて同等とするような宇内大共同の可能性についてはやはり困難であろうという見解に傾いている。「蓋シ宇内大共同ノ制度ヲ以テ万国諸人種ヲ同等ノモノトナスハ、是レ即最大優勝劣敗ヲ以テ諸種ノ小優勝劣敗ヲ制スル所以ノ術ニシテ、実ニ吾人開明上進〔向上〕ノ致ス所ナリトハ雖モ、斯ク霄壤ノ懸隔〔天地ほどのへだたり〕アル諸人種中ニ起ル所ノ優勝劣敗ヲ全ク制遏〔制しおしとどめる〕セント欲スルカ如キハ到底為シ得ヘキ所ニアラサルヘシト思ハル」(Ⅱの三八〇ページ)という。

加藤の『人權新論』にたいしては、さきに一言したように、自由民権論者たちから激しい批判がまきおこった。加藤もそれにたいし応戦し、その間自分の説の不十分なところを補正するところもあった。この論争については、とりあえず、わたくしがたびたび引用した田畑忍の著作『加藤弘之』中の『「人權新論」論争』にゆづらう。植木枝盛『天賦人權論』と馬場辰猪『天賦人權論』については、わたくしは本書中で兩人をあらためてとりあげるさいに論及することにした。

付『強者の権利の競争』における「宇内統一国」

加藤弘之は、この著作の刊行の後も「宇内大共同」、さらにすすんで「宇内統一国」の思想について考察をすすめ、約十年後の、かれの国家哲学の書と称される『強者の権利の競争』のなかで、十七世紀前半ようやくオランダにフーゴー・グロティウスが出て近代的自然法に基礎をおく国際的な法秩序の確立を主張したことの大きな意義を承認したうえで、各民族の「利己心」を前提として将来における「宇内統一国」の国際的な実現の問題を考察している。

グロティウスの出現について加藤はいう。欧州の中古キリスト教がようやく盛んになって人類平等の主義がはじめて世に出て、各国の権利は平等でなくてはならぬとの主義がおこったが、それはまだ今日の国際法を創出したとはいえず、ただその根基を与えたにとどまった。「独り近今ニ至リテ盛ニ開ケタル哲学カ始メテ全ク国際法ヲ創始スルノ力ヲ有シタリ。而シテ彼ノ有名ナル碩学ぐるてイウス（フーゴー・グロティウス）こそ即チ国際法ヲ創始セル大祖トモ云フヘキモノナリ。ぐるてイウス始メテ学理的ニ国際法ヲ創始シテ各国民ノ和戦ノ規則ヲ定メシヨリ、爾来学理ト實際ト相俱ニ補成シテ次第ニ国際法ノ進歩発達ヲ促シ以テ遂ニ今日ニ至レルナリ」と。その後国際法はしだいに発展した。「蓋シ今日ノ国際法モ数十年前ノ星霜ヲ積ミ、漸ク進歩発達シ

テ遂ニ今日（一八九三（明治二十六）年の時点で加藤は書いている）ノ完全ニ至リタルヲ以テ考フルトキハ、此国際法カ更ニ發達スルコトヲ得テ、遂ニ宇宙統一國ノ建設ヲ促シ、今日ノ国際法ハ變シテ全く完全ノ国法トナリ、且ツ各國ノ間及ビ各國臣民ノ間ニ於テ道德ノ十分ニ行ハルルニ至ルノ時ナシトハ決シテ信ズベカラザレバナリ。人類社会が優勝劣敗を重ねながら、道德の發達もあって、ともあれ、このような大統一が実現されることを、加藤は期待している。かれはもちろん社会ダーウィニズムを棄てておらず、その思想によってであるにせよ、かれの空想によるこの期待を、われわれはともかく歓迎することとしたい。

しかしやはり加藤は、この見解にも疑念をいだく。いわく、「前述ノ如ク文明各國ノ共同利害ハ日二月ニ増進スルコト必然ナレハ、其勢ヒヨリスレハ結局宇宙統一國ノ創建ハ決シテ疑フベカラザルカ如シト雖、然ルニ更ニ今日ノ形勢ヲ觀察スルニ、各國カ独リ眼前ノ自利自益ヲ謀ルノ心情ノミ過甚ナル有様ナレハ、斯ク眼前ノ利益ニノミ汲々タル各國カ、永遠ノ大自利大自益ノ為メニ姑ク忍テ己レノ頭上ニ統一ノ大権ヲ戴クカ如キコトハ到底為シ得サルコトナラント思ハルナリ」と。このようにして、加藤は、宇内統一國家を期待しながらも、その実現については悲觀的な見解をとるのである。

ともあれ、加藤のこの著作の出版の時期をかえりみるに、それは、明治二十六（一八九三）年、日清戦争の風雲がしだいに急を告げ、日本の朝鮮經由大陸侵略の意図が、いよいよ露骨になってきた時点においてなのであった。他方、グロティウスの『戦争と平和の法』が出版されたのは一六二五（寛永二）年、日本でいえば、家光が將軍となってまだ初期の頃である。日本はやがて苛酷をきわめたキリシタン弾圧を経て、狹隘な国土に人民は踟躕^{ちとちう}をよぎなくされ、江戸の振袖火事^{しんすい}のあと元祿の繁栄の夢を結び、その後、海外に広く活眼を開いた新井白石と雖もグロティウスの業績を知ることなく、江戸末期の渡辺華山は、ニーマンとの対談で西欧の監獄が人道的になっていることをきいて驚いている（あるいはかれはその対談で有名なチェザレ・ベッカリ-

アの名前を耳にしたかもしれない——これはわからない）、そしてアヘン戦争以後、ようやく日本は欧米諸外国へと門戸を開き、いまようやく加藤弘之は、いわゆる「鎖国」以前に西欧で歓迎されていたグロティウスの思想をみずからも継承して、人類の未来に「宇内統一国」を構想しようと努力している。——わたくしがいまこのようにグロティウスにいくらか拘わるのは、「太平洋戦争」のまさに前後、すなわち世界をあげてのあの動乱、中国への軍事侵略の最只中のあの時期に、東大法学部の講義でこの著作『戦争と平和の法』のことを耳にし、それを手にとり、法思想のスケールの大きさと、人類の平和確立へのかれの願望に深く感銘した思い出があるからである。

* もちろんグロティウスのことは、オランダに赴いた西周、津田真道が学んだに相違なく、「万国公法」（国際公法）がわが国に導入される過程で、すでに知られていたことはたしかであろう。

(4) 「人権新説」にたいする若干の批判的評言

次に、『人権新説』にたいする私見を手短に述べておこう。加藤は巻末に欧米の学者の多数の著作を掲げており、それらから各所で引用をおこない、自説の拠り所としている。かれの学究的な面はたしかに覗かれるが、引用箇所を拠り所としながらも、それらの例証は説得なものとなっていないと思われる。かれのとる社会ターミニズム自体が、私見によれば、そもそも成り立たないのであって、例証が例証になりようがないからである。加藤の論述はそのため十分な展開とはなっておらず、放漫の嫌いがある。わたくしがこの書物を卒読して感ずるのは、しばしば、未開人や文明人、あるいは欧米、中国、日本の各地からさまざまな例をとりだして、

一面的に進化的な解釈を施し、こんどはその解釈によって自分の進化学説を証拠だてようとする、その循環的な方法の無理である。これは自然科学の実証的方法とは縁遠いものであろう。

加藤の誤りは、結局、社会ダーウィニズムの諸先輩にならって、宇宙をあたかも一大修羅場とみるような、優勝劣敗という「永世不易ノ自然規律」「万物法中ノ一個ノ大定規」を立てようなどとしたこと、それを恣意的な例証の山によって明証しようと志したところにあると思われる。

ダーウィンが当時うちたてた進化論はすぐれた研究成果であるが、それはあくまで生物学の領域での進化を明らかにしたのであり（したがって生物としての人類も当然含まれる）、自然全体の発展については何もいわず、いわんや人間社会についても何も語っていない³⁷。かつてわたくしは、ローゼンタリ・ユージンの『哲学辞典』（邦訳）中の「社会ダーウィン説」の項で、その説は「動植物界における生存競争と自然淘汰（自然選択）にかんするダーウィンの学説を社会発展の合法則性および人間の諸関係の説明にえせ（偽）科学的に適用することにともづいている。社会ダーウィン学者は、この法則を普遍的な自然法則とみなし、この法則は人間社会でも有効であり、そこでもやはり生存競争で生きぬけるのはただ（強力）で（適用能力をもった）個人だけで、弱者は死滅してゆくと、主張した」とし、「この思想のブルジョア的・階級的内幕は資本主義の社会的不正、その社会生活の奇形性を正当化し、勤労大衆の階級意識をくもらそうとする意図である」³⁸等と書いているのを読んだが、妥当な批判であると思う。

わたくしはここで、わたくしの年来の科学的認識論の見地から次の原則的な批判を述べておこうと思う。すなわち、自然界（広義には社会を含む）には、歴史的・階層的に相異なる運動諸形態をもつ物質の諸階層がある。そしてこれらの相異なる諸階層は、物質的運動のそれぞれに固有な法則性をもっている。したがって、それぞれの法則間に安価な類推をおこなうことは許されない。三十年近く前にわたくしは次のように書いた。

「自然の階層的構造は、一般的に論ずれば、次のようなものとして理解される。自然の構造的な階層の運動諸形態は、相互に無関係に孤立しているのではなく相互に連関しあっており、しかもたんなる平面的な連関にあるのではなく、相互に高次低次という関係をもつ段階の体系をなしている。それぞれの段階（運動形態）は固有の運動法則をもっており、高次の法則は低次の法則をそれ自身の契機として含んでいるが、低次の法則は、高次の法則のなかでは、その契機として副次的な意味をもつにすぎない。それぞれの段階が固有な法則性をもつということは、それらの段階の飛躍性を示している。しかし、そこには、たんなる相互の断絶があるのではなく、相互移行・相互転化がある。飛躍性は非連続性の側面であり、相互転化は、非連続性を媒介とする連続性の側面である。このような連続性と非連続性と³⁰⁾の統一として、自然は階層的構造をもつのである。自然諸科学の対象諸領域においても、それらの運動諸法則の間にこのような弁証法がある。いわんや、今日自然の歴史的發展の最高段階にある人間とその社会の法則が、自然界の下等動物から高等動物への進化の一般法則からの、いわばのっぺらぼうな単純な類推で説明されるはずがないのである。

注

(27) 会沢正志斎は『新論』で、祖国の実情を憂えて、「国の体たる、それ何如ぞや。夫れ四体具らざれば、以て人となすべからず。国にして体なくんば、何を以て国となさんや」という。こうして、「国体」という概念が日本に固有な国の体として自覚的に形成されていった。『新論』は「国体」を主題として論じており、後水戸学派の国体論が確立したのである。そこでの核心をなす思想は、のち旧憲法第一条として成文化される「大日本帝国八万世一系ノ天皇ヲ統治ス」の思想へと通ずるものであり、また、「億兆心を一にして皆その上^{かみ}〔上御一人ノ天皇に親しみて離るるに忍びざるの實、すなわち、全国民の上^{かみ}に対する心からの服従を根幹とするものであった。拙著、前掲『日本近世思想史序説』下、三九

五、四〇九—一〇、四二二—一四ページを参照。

† 日本思想大系53『水戸学』岩波書店、一九七三年、六九ページ。

岩井忠熊はいう、「後期水戸学の代表的著書といえる会沢正志斎の『新論』はその『国体』の章で国体の歴史を論じた。後年に使われた国体の用語のはじめと云ってよい」(馬場鉄男、岩井忠熊篇『天皇制国家の統合と支配』文理閣、一九九二年、三ページ)。さらに氏はいう、「神国思想」は、明治政府によって一つの教養にまで高められました。『皇祖皇宗国を肇(は)むる』という『国づくりの神話』がひろめられ、天照大神や神武天皇が国をつくったという歴史のつくりかえがおこなわれました。こうして『神国思想』は明治以降、『国体』という言葉で表現されるようになりました。『国体』がおおやけの言葉として登場したのは『教育勅語』からです。『神国思想』を国民に広めるうえで大きな役割を果たしたのは、『教育勅語』にもとづく学校教育と『軍人勅諭』にもとづく軍隊でした」(『神国日本』の思想と日本の戦前社会)『前衛』二〇〇〇年七月号、九五ページ)。

(28) Aristoteles, op. cit., 1253 a 29-30. 前掲訳、八ページ。出隆、前掲書、三〇四ページ。「このような〔国家〕共同体への衝動は、すべての人間に生まれながらに(自然的に、*phoroi*)そなわっている。」

(29) Ibid., 1252 b 27-31. 同上訳、六ページ、出隆、前掲書、三〇三ページ。

(30) Ibid., 1253 a 7-10. 同上訳、七ページ。出隆、同上書、三〇四ページ。

(31) Aristoteles, *Metaphysica*, 980 a 21, 『形而上学』出隆訳、全集十二卷、三ページ。ただし「生まれつき」を「生まれながらに」にかえた。

(32) 拙著、前掲『ギリシア・ポリス社会の哲学』八〇、一八八ページを参照。

(33) 田畑忍、前掲書、四四ページ。

(34) 宇佐美正一郎は『どこまで描ける生物進化』(新日本出版社、一九九五年)でダーウィンの学説を次のように簡潔に要約している。進化論にかんして現在のところ中核的な位置を占めているのは総合説であるが、「総合説の源流はダーウィンの進化論です。」「かれは『種の起源』の中で、当時まで一般に通用していた、生物は人間も含めて神が創造したものであり、しかも神が造ったまま古来変化せずに現在に至っているという、キリスト教的な生物にたいする固定観念を打ち破り、生物は祖先の生物から変化し進化したものであるという生物進化の事実を科学的に確立しました。同時に進化の原因について考察し自然選択説(自然淘汰説)を提出しました。著書『種の起源』にも『自然選択による』という副題がついています。この自然選択説が一般にダーウィニズムとよばれているもので、現在の総合説の原型です」

「ダーウィンの自然選択説とは、要するに、生物は一般に多産であつて過剰繁殖であるから、生まれた子どもどうしの間で生存競争が起こる。すべての子はまったく同等ではなく個体変異がある、その中で環境に適応した有利な変異をもった個体が生き残る。つまり適者生存といわれています。生き残つて個体が繁殖し子孫にその有利な性質を伝えてゆく。このことが累代継続して起こると、結局は環境に適応した優れた形質が漸進的に蓄積していくことによって、種が変化し生物は進化するという考えです。ダーウィンは同種内の生存闘争を考えています。」「適者生存という言葉は同義語反復であるという批判があります（一七一―一三三ページ）。ダーウィンの進化論の要点はこのようであり、自然の異なる階層をなす人間の社会の発展についてなものも語らず、安価な類推を許す余地をもつていない。社会ダーウィニズムは、進化論の流行の波にのつた非科学的な社会理論である、といえよう。

↑ 生物進化の考えはダーウィン以前からあつた。とくにフランスのラマルクが生物の進化という革新的な思想を提起した。しかし、当時まだかれの説を実証するだけの十分な科学的な資料に欠けていたために、著名な化石学者キュヴィエによつて批判されて、その説は敗れた。しかし、宇佐美は書く。「ラマルクの生物進化の思想はイギリスに輸入されます。チャールズ・ダーウィンの進化論には、イギリスで生物進化を初めて提唱した祖父エラスムス・ダーウィンの影響、さらに学校教育の影響が見られます。またかれがピーグル号航海中に読んだライエルの『地質学原理』の中の地球の歴史、地質の発達にかんする説も、進化論成立の参考になりました。自然選択説の発想にはマルサスの『人口論』の影響も否定できません」（前掲書、一七五、二〇二―三三ページ）。ただし、さいこのマルサスとの関係については、注（37）の訳書は、「訳者あとがき」で、「マルサスの『人口論』を読んで学説の成立の動機をえたという記述は、現在ではいささか疑問視されるにいたっている。ダーウィンの学説の骨格はマルサスを読む以前にできあがっていたことを示唆する事実もあるからである」（三四九ページ）と書いている。

(35) 穂積陳重『加藤弘之先生への告別ノ辞』『国家学会雑誌』第三十卷第三号、大正五年の巻頭。穂積陳重『続法窓夜話』岩波文庫、一九八〇年、一四六ページ。

(36) 加藤弘之『強者の権利の競争』哲学書院、一九九三年、二〇一、二〇六、二三一―三二一ページ。

(37) 『チャールズ・ダーウィン自伝』八杉龍一・江上生子訳、ちくま学芸文庫、二〇〇〇年を参照。

(38) ローゼンタリー・ユージン監修『哲学辞典』岩崎書店、一九五六年、一九一―二二二ページ。

(39) 岩崎・宮原将平『現代自然科学と唯物弁証法』大月書店、一九七三年、一三七―一三九ページ。

The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions. It emphasizes that every entry, no matter how small, should be recorded to ensure the integrity of the financial data. This includes not only sales and purchases but also expenses and income. The document provides a detailed list of items that should be tracked, such as inventory levels, accounts payable, and accounts receivable. It also outlines the procedures for recording these transactions, including the use of journals and ledgers. The second part of the document focuses on the reconciliation process, which involves comparing the company's records with bank statements and other external sources. This step is crucial for identifying any discrepancies and ensuring that the books are balanced. The document provides a step-by-step guide to performing a reconciliation, including how to identify and investigate any differences. Finally, the document discusses the importance of regular audits and reviews to ensure the accuracy and reliability of the financial statements. It provides a checklist of items to be reviewed and offers suggestions for how to conduct an effective audit.

In conclusion, the document stresses that maintaining accurate financial records is essential for the success of any business. It provides a comprehensive guide to the accounting process, from recording transactions to reconciling accounts and conducting audits. By following the guidelines outlined in this document, businesses can ensure that their financial data is accurate and reliable, which is essential for making informed decisions and maintaining the long-term success of the organization.